

# 5

令和 7 年第 5 回  
多治見市議会定例会  
追加議案説明資料

令和 7 年 12 月 2 日



## 目 次

|                                                |         |
|------------------------------------------------|---------|
| 議第144号 多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて | ----- 1 |
|------------------------------------------------|---------|



## 議第144号 多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて

### 1 制定趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行により、令和8年度から乳児等通園支援事業が子ども・子育て支援給付の対象事業として位置付けられることとなるため、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることとする。

### 2 主な制定内容

- (1) 条例の趣旨を定める（第1条関係）。
- (2) 特定乳児等通園支援事業者の一般原則を定める（第2条関係）。
- (3) (1)(2)のほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、別に規則で定めることとする委任規定を定める（第3条関係）。

### 3 施行日 令和8年4月1日

#### 【政策の背景及び提案までの経緯(議会基本条例第13条第1号関係)】

- 1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、新たに乳児等通園支援事業が創設され、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に従い、条例で定めることとされた。
- 2 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が令和7年11月13日に公布されたことから、標記条例を制定することとする。

#### 【市民参加手続の有無及び状況（市民参加条例第7条第3項、議会基本条例第13条第4号関係）】

##### パブリック・コメント手続

[案 件] 多治見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するについて

[実施期間] 令和7年10月17日から同年11月17日まで 意見なし。